

# 後期高齢者医療制度の概要

(平成27年度神奈川県後期高齢者医療事業報告書 参考資料)



神奈川県後期高齢者医療広域連合

## ■ 広域連合章について

	<p>～デザインのコンセプト～</p> <p>長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマーク。全体の形が、神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにデザインしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。</p>
神奈川県後期高齢者医療広域連合章	広域連合告示第13号（平成19年9月21日）

学校法人 女子美術大学（相模原市）の学生にご協力をいただき、関係市町村長、広域連合議員、市町村職員等にアンケートを実施し、選考した結果、上記のマークを「神奈川県後期高齢者医療広域連合章」として制定しました。

## 目 次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1-1	後期高齢者医療制度について	1
1-2	制度の運営	2
1-3	制度の財政運営	3
1-4	資格	9
1-5	保険料	10
1-6	給付	13
1-7	保健事業	21
2	用語の定義	
2-1	被保険者関係	23
2-2	保険料関係	24
2-3	医療給付関係	26
3	後期高齢者医療制度の主な見直し	27
4	後期高齢者医療制度の沿革	29

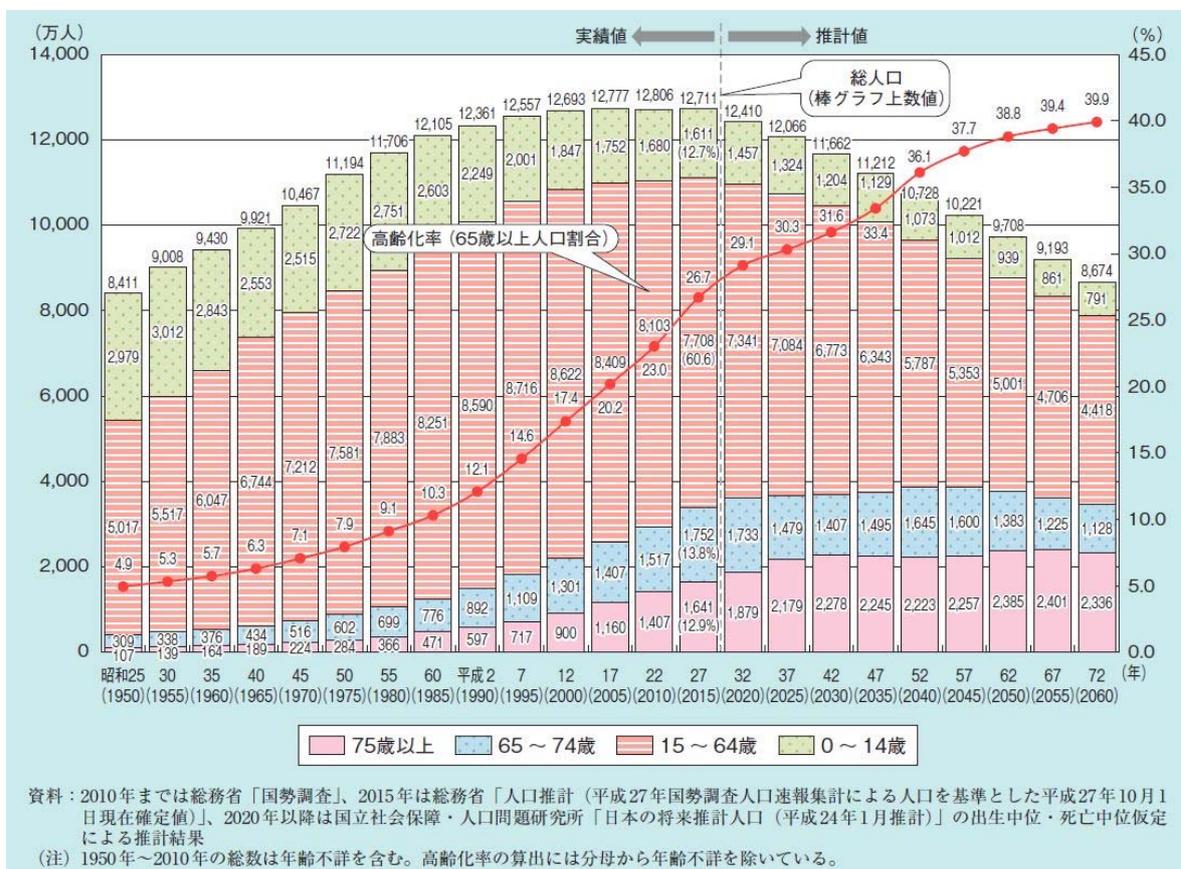
# 1 後期高齢者医療制度の概要

## 1-1 後期高齢者医療制度について

急速な少子高齢化の進展（※1）に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、医療費の伸び（※2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていく抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。この法律の制定により、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定され、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度が実施された。

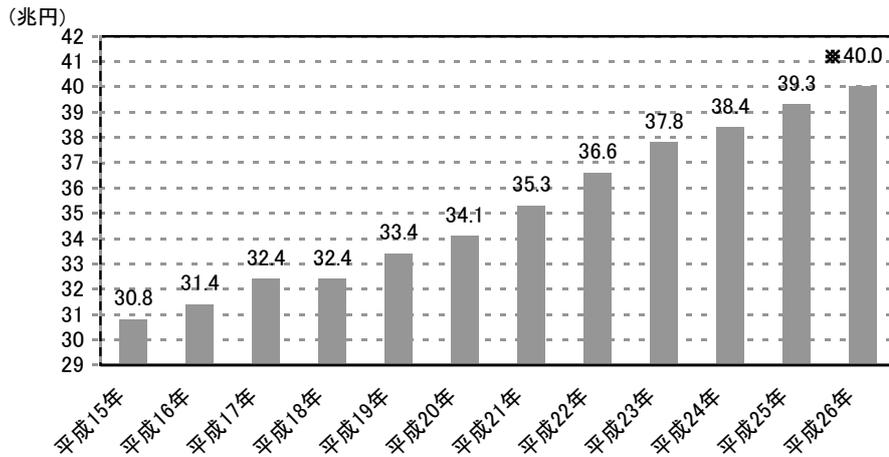
その後、平成24年2月「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、一時は後期高齢者医療制度の見直しが示唆されたが、平成24年8月「社会保障制度改革推進法」の成立により「社会保障制度改革国民会議」が開催され、平成25年12月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が制定されたことにより、後期高齢者医療制度は継続し、今後の高齢者医療制度の在り方については必要に応じ検討していくとされた。

※1 高齢化の推移と将来推計



資料：内閣府「平成28年版 高齢社会白書」

※2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は14.5兆円（全体の36.3%）

資料：厚生労働省「平成26年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
<b>被保険者の資格の管理に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 75歳以上の者の資格管理</li> <li>・ 65歳から74歳の者の被保険者認定</li> <li>・ 被保険者証の交付、回収</li> <li>・ 短期被保険者証などの発行</li> </ul>	<b>保険料の徴収に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料の徴収</li> <li>・ 保険料などの納付</li> </ul>
<b>医療給付に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物給付などの審査、支払</li> <li>・ 償還払いなどの審査、支払</li> <li>・ 葬祭費などの支給</li> </ul>	<b>被保険者証の交付の申請などに関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被保険者証の交付の申請受付</li> <li>・ 被保険者証の引渡し</li> <li>・ 短期被保険者証などの引渡し</li> </ul>
<b>保険料の賦課に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料率の決定</li> <li>・ 保険料の賦課</li> <li>・ 保険料の減免及び徴収の猶予</li> </ul>	<b>被保険者の便益の増進に寄与するもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療養費、高額療養費及び移送費などの支給に係る申請の受付など</li> <li>・ 保険料の減免、徴収猶予に係る申請の受付など</li> <li>・ 更新時の被保険者証などの引渡し</li> <li>・ 特定疾病の認定などに係る証明書の引渡し</li> <li>・ 被保険者証などの返還の受付</li> </ul>
<b>保健事業に関する事務</b>	
<b>その他制度の施行に関する事務</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別会計の予算の執行管理</li> <li>・ 県知事への報告</li> </ul>	

### 1-3 制度の財政運営

#### (1) 広域連合と市町村の会計

##### ①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金、財政安定化基金交付金 等  
 歳出：保険給付費、財政安定化基金拠出金 等

##### ②一般会計〔広域連合〕

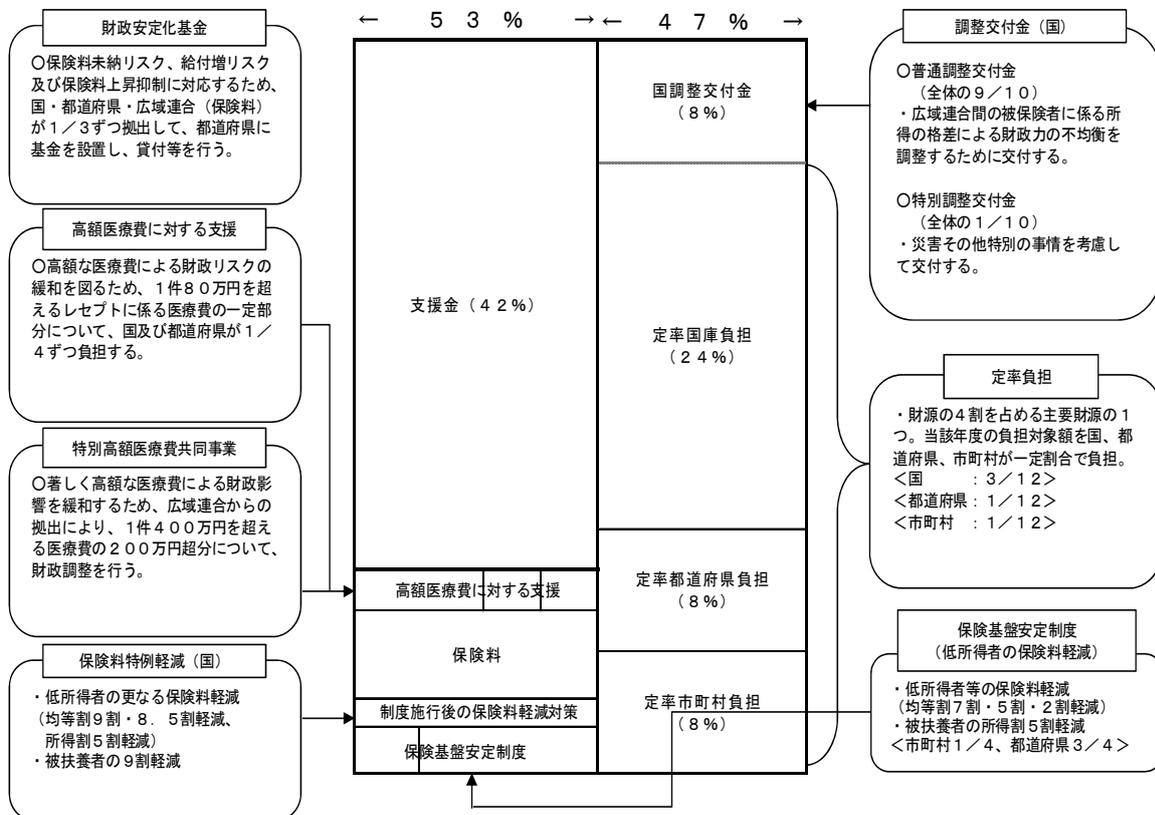
広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》 平成23年度から

均等割：5/100 被保険者数割：47.5/100 人口割：47.5/100

#### (2) 後期高齢者医療財政

##### 医療給付費内訳



※ 平成28年2月29日開催の全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議にて配布された説明資料を基に作成。  
 ※ 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

#### ①定率負担

後期高齢者医療制度の財源の約4割を占める主要な財源のひとつであり、当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：3／12      都道府県：1／12      市町村：1／12（※2）

#### ※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額

ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」

イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額

・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注）負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金及び延滞金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

#### ②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

### ③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の9割は、この交付金で賄われている。

### ④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1/3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1/3      都道府県：1/3      広域連合：1/3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下のとおり。

$$\left( \begin{array}{l} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率（※）} - \left( \begin{array}{l} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1/3} \end{array} \right)$$

※ 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める拠出率を標準として、県が条例で定めることとされている。

	国 標準拠出率	県拠出率
平成20～25年度	0.09%	0.09%
平成26～27年度	0.044%	0%
平成28～29年度	0.041%	0%

#### ●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1/2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1/2に相当する額が交付される。

#### ●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

神奈川県ではこの特例について、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3／4      市町村：1／4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、平成26年度までは広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行っていたが、平成27年度からは単年度補助金事業となった。

交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額 ……被保険者均等割額軽減別財源内訳（a）に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続） ……財源内訳（c）に該当

ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額9割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）

- ・被保険者均等割額 7 割軽減対象者の 2 割分の額・・・財源内訳 (b) (d) に該当
  - ・被保険者均等割額 5 割軽減対象者の 4 割分の額・・・財源内訳 (f) に該当
  - ・被保険者均等割額軽減対象外の者の 4 割分の額・・・財源内訳 (h) に該当
- エ 所得割額 5 割軽減対象者の額

※被保険者均等割額軽減別財源内訳

(a) 9割軽減対象者 (割合)	7割	2割	1割	
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	
(b) 9割軽減対象者 (被扶養者) (割合)	7割	2割	1割	
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	
(c) 8.5割軽減対象者 (割合)	7割	1.5割	1.5割	
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	
(d) 8.5割軽減対象者 (被扶養者) (割合)	7割	1.5割	0.5	1割
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)		被保険者
(e) 5割軽減対象者 (割合)	5割	5割		
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	被保険者		
(f) 5割軽減対象者 (被扶養者) (割合)	5割	4割	1割	
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	
(g) 2割軽減対象者 (割合)	2割	8割		
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	被保険者		
(h) 被保険者均等割額軽減対象外の被扶養者 (割合)	5割	4割	1割	
	基盤安定 (県3/4、市町村1/4負担)	臨時特例交付金 (国庫負担)	被保険者	

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプト1件で80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4      都道府県：1／4      (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会または支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金でまかなうべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

## 1-4 資格

### (1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳以上75歳以下で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合等は、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

### (2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中等により被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

また、市町村と連携し、後期高齢者医療保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保に努めるとともに、なお一定期間滞納している被保険者に対し、必要に応じて通例定める期間より短い被保険者証（以下、「短期被保険者証」という。）を交付する。

#### 《被保険者証の記載事項》

- ・有効期限 [平成27年度末現在の証の有効期限：平成28年7月31日（※）]
- ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
- ・資格取得年月日
- ・発効期日
- ・交付年月日
- ・一部負担金の割合
- ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）

※ 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

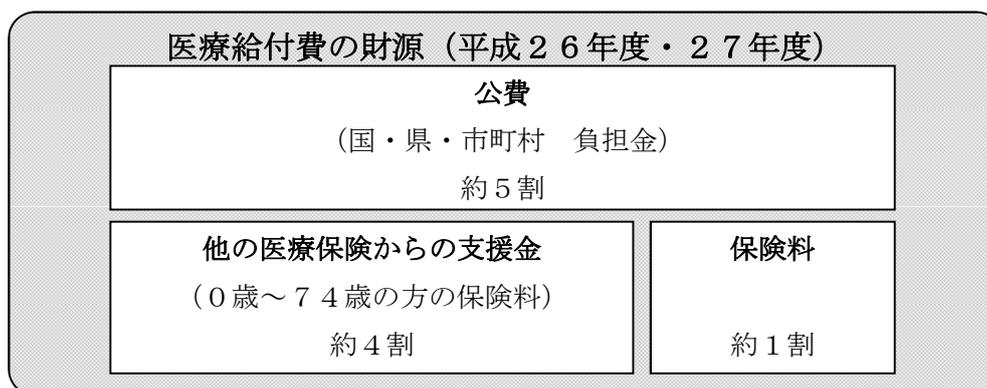
平成28年2月1日現在の短期被保険者証の有効期限は平成28年7月31日である。

## 1-5 保険料

### (1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



### (2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left( \begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額57万円】} (\ast 3) \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{均等割額} (\ast 1) \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{（総所得金額等 - 33万円）} \\ \times \text{所得割率} (\ast 2) \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数  
※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額  
※3 平成26年度から賦課限度額57万円（平成24年度・25年度までは、55万円）

#### ●神奈川県における保険料率の設定（平成26年度・27年度）

均等割額・・・42,580円（年額）
所得割率・・・8.30%

※ 神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

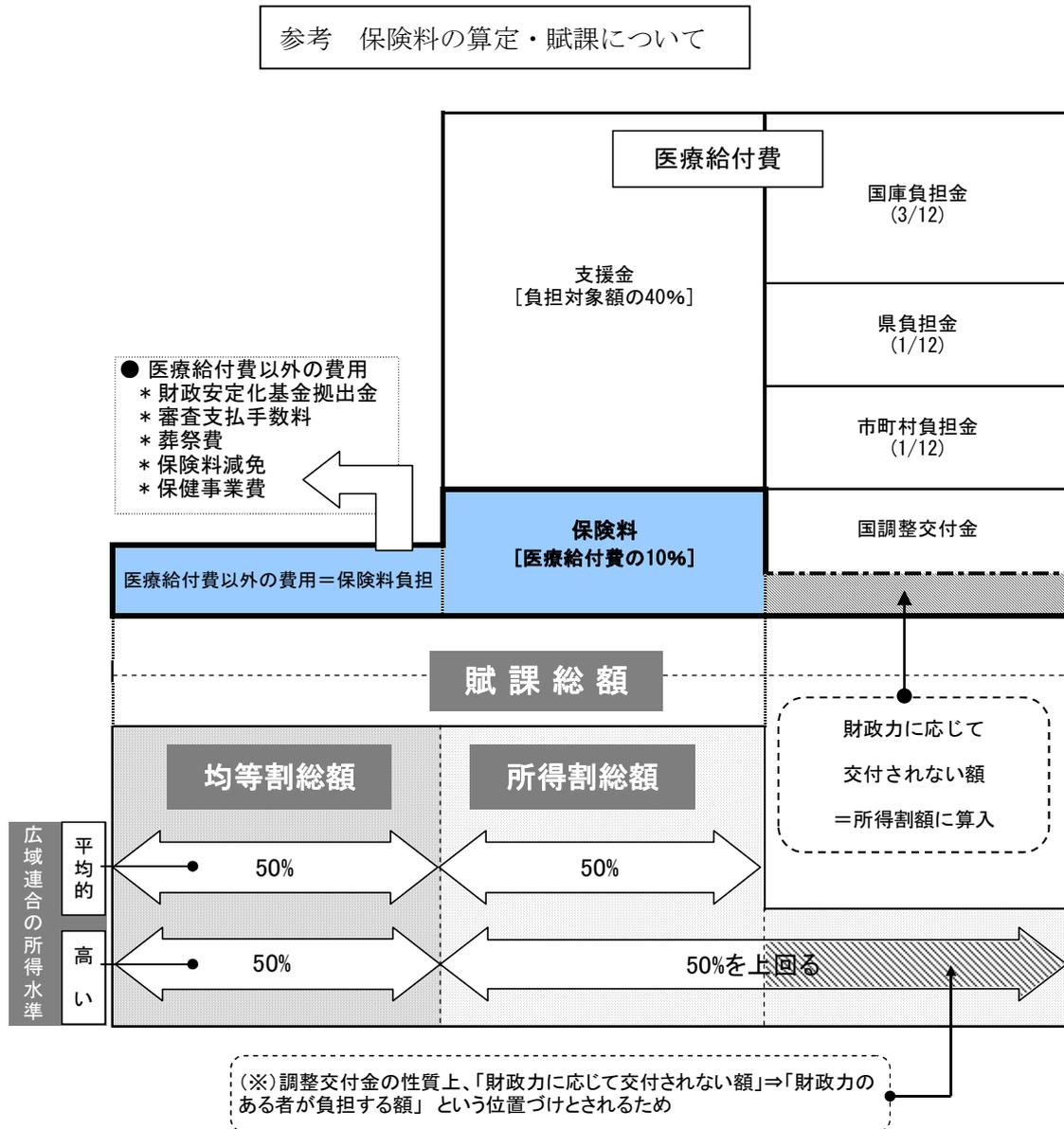
#### ●保険料の賦課総額

保険料の賦課総額は、医療給付費の約10%に、医療給付費以外の費用（※）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

※ 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費
- ④保険料減免 ⑤保健事業費



### (3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。

※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

#### (4) 所得の少ない者に対する軽減

##### ●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（26万円×当該世帯に属する被保険者数）	5割
・ 33万円＋（47万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。

また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。

※ 平成20年度及び平成21年度特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が平成22年度以降も継続される（均等割9割軽減の者を除く）。

##### ●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の5割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	5割

※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

#### (5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみ負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

※ 経過措置として、平成20年4月～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月～平成21年3月の半年間は均等割額が9割軽減された。なお、平成21年度には同様措置が採られ、平成22年度以降も当該措置が継続される。

#### (6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少等特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事等の災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したこと等の事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合等に、減免をすることができる。

## 1-6 給付

### (1) 自己負担割合

●保険医療機関又は保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下のとおり。

所得区分	課税区分	判定基準（※1）	自己負担割合
現役並み 所得者	課 税	市町村民税の課税所得が 145 万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者（※2） 【自己負担割合が 1 割になる場合（※3）があります】 以下の①または②の要件に該当するときに、市区町村の窓口申請し、認定された場合 ① 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいる場合、本人とその被保険者の収入の合計額が、520 万円未満である。 ② 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいない場合で、下記のア・イのいずれかに該当するとき ア 被保険者本人の収入額が、383 万円未満 イ 被保険者本人の収入額が、383 万円以上であつても世帯の 70 歳～74 歳の方（被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が 520 万円未満	3 割
一 般	課 税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1 割
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1 割
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1 割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書所得（前年の総所得金額等から33万円を控除した額）の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は1割となります。

※3 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控え等）を添付し、提出する。

## (2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給等が受けられる形で行われる（現物給付）。ただし、現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用の一旦全額を支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けられることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費の給付を行うことができる（現金給付）。

### ●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 <span style="font-size: 2em;">{</span> ※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし <span style="font-size: 2em;">}</span>
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の一部負担金が高額になる場合
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の一部負担金の合計が高額になる場合
	葬祭費	被保険者の葬祭を行った場合

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関又は保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	260円
一般		1割	
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院	1割	160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円	320円
一般	1割	[420円(※)]	
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	1割	210円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	1割	130円	
老齢福祉年金受給者	1割	100円	0円

※ 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合。

注) 入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については、食事療養標準負担額のみを負担し、生活療養標準負担額の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の2種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

#### ⑤訪問看護療養費 [現物給付]

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。

#### ⑥療養費 [現金給付]

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請を行い、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。

申請ができる場合は以下の通り。

- ア 急病等、緊急その他やむを得ない事情で被保険者証を持参できなかったとき
- イ コルセット等治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

#### ⑦特別療養費 [現金給付]

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者で療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

なお、特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については対象外である。

#### ⑧移送費 [現金給付]

医師の指示により緊急その他やむを得ない理由に該当して転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額又は一部が支給されるもの。

⑨高額療養費〔現物給付・現金給付〕

1 か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されるもの。自己負担額が同一月・同一医療機関において自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する（現金給付）。

●自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

※ 〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受けており、4回目以降の支給に該当する場合に適用。

●75歳の誕生月の特例

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。月額の自己負担限度額は下表の通り。

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	22,200円	40,050円 + (総医療費 -133,500円) ×1% 〔22,200円〕※	80,100円 + (総医療費 -267,000円) ×1% 〔44,400円〕※
一 般	1割	6,000円	22,200円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000円	12,300円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000円	7,500円	15,000円

※ 〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受けており、4回目以降の支給に該当する場合に適用。

《高額療養費の特例等》

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者

内 容：予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、一部負担金が区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。

●特定疾病療養受療証

対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）該当者

内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費 [現金給付]

同一世帯の被保険者において、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が発生している場合に、1年間（毎年8月～翌年7月）の医療と介護の自己負担額の合計が介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が支給されるもの。

※支給額が世帯で500円（支給基準額）を超えた場合に支給される。

●介護合算算定基準額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 (毎年8月～翌年7月)
現役並み所得者	3割	67万円
一 般	1割	56万円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		31万円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		19万円

#### ⑩葬祭費 [現金給付]

後期高齢者医療制度では、被保険者が死亡した際、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定に基づき、葬祭費5万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給等その他の後期高齢者医療給付を行うことができるが、他広域連合を含め、行っているところはない。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）  
第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、  
法第86条第1項本文の規定により葬祭費として5万円を支給する。

#### (3) 一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

#### (4) 給付の制限等

##### ①保険診療とならないもの

以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正 等

##### ②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納しており、納期限から1年6ヶ月間が経過した場合には、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

### ③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

### (5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

## 1-7 保健事業

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査等を実施している。

### (1) 健康診査

#### ①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

#### ②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診又は集団健診（併用も可）等、それぞれの実情に応じ、実施する。

#### ③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

#### ④費用

神奈川県では、健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

### ●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から、生活機能評価との共同実施により介護保険の地域支援事業により負担される額及び利用者負担額を除いた額。ただし、交付限度額が上限となる。
交付限度額 (一市町村あたり)	[計算式] 1万円×被保険者数（9月末）×基準受診率（※） ※基準受診率は前年度の県全体の受診率を指す。対象年度の市町村受診率が基準受診率を超える場合は、基準受診率に $\frac{\text{市町村受診率}-\text{基準受診率}}{0.9}$ を加算して、交付限度額を算出する。

### (2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づく市町村による生活習慣相談等に対応）する。

### (3) 歯科健康診査

#### ①目的

口腔機能低下や肺炎等の疾病予防

#### ②事業対象者

歯科健診受診年度の5月31日現在における神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者のうち、前年度に75歳に到達しており、歯科健診受診日現在に被保険者資格を有する者

#### ③健診項目

厚生労働省「高齢者歯科口腔健診実施マニュアル」を基に健診項目を設定

##### \* 口腔診査

- (1) 歯の状態
- (2) 咬合の状態
- (3) 軟組織の状態
- (4) 口腔乾燥の状態
- (5) 口腔衛生の状態
- (6) 唾液検査(唾液潜血反応)
- (7) 舌・嚥下機能評価
- (8) 摂食機能評価

##### \* 口腔衛生指導

- (1) う蝕・歯周疾患の予防法
- (2) ブラッシング指導
- (3) 食事・生活指導など

#### ④費用負担

受診者の自己負担額は無料

## 2 用語の定義

### 2-1 被保険者関係

#### ◆被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者等を除く。）、及び65歳以上75歳未満の方のうち障がい認定を受けた方が対象となる。

#### ◆障がい認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障がいの状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。平成20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障がい認定を受けた方は、平成20年4月以降後期高齢者医療広域連合から認定を受けたものとみなされる。

なお、障がい認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

#### ◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や1か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

#### ◆自己負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担となる。

#### ◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1月から7月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が1人だけで、収入の合計額が383万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が520万円未満である。

#### ◆限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

## 2-2 保険料関係

### ◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

### ◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額33万円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第292条第4項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

### ◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガ等のいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

### ◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

### ◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

### ◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

### ◆限度超過額

算出額から、限度額（平成28年度・29年度も57万円）を超えた金額。

### ◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

#### ◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障がいを受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

#### ◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

#### ◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

## 2-3 医療給付関係

### ◆費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を金額に換算したもの。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけている。

### ◆保険者負担分

#### 【現物給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、保険医療機関等に支払うこと。

#### 【現金給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関および被保険者に支給すること。

### ◆高額療養費

医療費が著しく高額であるときに、被保険者に支給する現金給付および保険医療機関等に支払う現物給付をいう。

#### 【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で療養を受けた場合に、被保険者は所得区分に応じた自己負担限度額までを支払い、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

#### 【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に支払った一部負担金の合計が所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が被保険者に支給すること。

### ◆一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う保険適用分の金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」、②一般・区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）・区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）が「1割」となる。

### ◆他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する、公費助成費をいう。

### 3 後期高齢者医療制度の主な見直し

		平成20年度	平成21年度	平成22年度			
資格	自己負担割合判定基準の見直し	①	②	③			
		<p>① 20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。</p> <p>② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費にお (要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計</p> <p>③ 21年1月～ 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。</p> <p>④ 27年1月～【旧ただし書所得】 上記③の要件に加え、次の場合、自己負担割合は1割とする。 (要件)・昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及 合計金額が210万円以下</p>					
保険料	均等割軽減	恒常的な措置：本則(※1)					
		特例措置(※2)		21年4月～			
	7・5・2割	9割軽減の導入(※2) 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		21年3月条例改正(21年4月1日から適用)			
	7割軽減→ 8.5割軽減(※2) 前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減 2割軽減 は変更なし	8.5割軽減	8.5割軽減	22年3月条例改正(22年4月1日から適用)			
	20年7月条例改正(20年4月1日から適用)	21年6月条例改正(21年4月1日から適用)					
所得割軽減	なし	5割軽減	5割軽減	20年7月条例改正(20年4月1日から適用)	21年3月条例改正(21年4月1日から適用)		
被扶養者軽減	制度加入時から2年間、均等割を5割軽減・所得割なし	期限なし 均等割を9割軽減(※2)	凍結	9割	9割軽減	21年3月条例改正(21年4月1日から適用)	22年3月条例改正(22年4月1日から適用) 「加入時から2年間」の期限は適用しない
納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能			20年7月～				
給付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く)	20年4～12月の年齢到達者には特別支給金で対応	21年1月～				
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医)(※3) ②後期高齢者終末期相談支援料(※4) ③後期高齢者特定入院基本料(※5)			平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大			

※1 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」

※2 保険料軽減のうち特例措置分については、毎年度、国で予算措置

※3 かかりつけ医が、患者の慢性疾患等に対し、継続的な管理を行うことで得られる診療報酬

※4 終末期における診療方針等を検討し、文章で提供した場合に得られる診療報酬

※5 90日を越えて入院した場合加算できる診療報酬



#### 4 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	<p>14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日公布)</p> <p>(1)医療費適正化の総合的な推進 ・医療費適正化計画の策定(平成20年4月施行)等</p> <p>(2)新たな高齢者医療制度の創設 ・後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月施行) ・老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(平成20年4月施行)等</p> <p>(3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ・政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、平成20年10月施行)等</p>	
18. 7	<p>10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会 ・「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(平成18年9月)等を提示</p>	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	<p>健康保険法等の一部改正の施行による改正</p> <p>(1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を2割から3割に変更</p> <p>(2)高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200円から44,400円に変更</p>	
18. 12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請

19. 1		<p>広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23日)</p> <p>11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示)</p> <p>○広域連合規約制定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【規約概要】</b></p> <p>(1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合</p> <p>(2)構成団体・区域:神奈川県内35市町村・神奈川県内の区域</p> <p>(3)広域連合が処理する事務:  (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課  (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付等の窓口業務</p> <p>(4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル)</p> <p>(5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名)</p> <p>(6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年]</p> <p>(7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期 2年]</p> <p>(8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%)</p> <p>(9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名)</p> </div> <p>16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)</p>
19. 2		<p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置</p> <p>26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)</p>

19.3		<p>23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会</p> <p>○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各  条例制定にかかる専決処分報告・承認</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例</p> <p>(4)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(5)神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(6)神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</p> <p>(7)神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例</p> <p>(8)神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他</p>
------	--	---

《平成19年度》		
19. 5		<p>1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日)</p> <p><b>【実施結果】</b></p> <p>(1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件)</p> <p>(2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件</p> <p>(3) 主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要</li> <li>・保険料を高くしない方法を考えてほしい 等</li> </ul> <p>24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)</p>
19. 7		<p>25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)</li> </ul>
19. 8	<p>6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課 (部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長 会議」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20～21年度の保険料の算定方法等につ いて提示</li> </ul>	<p>27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定</p> <p><b>【広域計画 概要】</b></p> <p>(1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村のニーズが反映される よう努める。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要</p> <p>(4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務</p> <p>(5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。</p>

<p>19. 10</p>	<p>19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (全部改正)制定(平成20年4月施行)</p> <p>22日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成20年4月施行)</p> <p>30日 高齢者医療の負担の在り方について(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <div data-bbox="311 672 877 1164" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>(1)70～74歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を20年度凍結</p> <p>(2)被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置) 加入した月から2年間、所得割額が課されず、均等割が5割軽減となるが、これに加えて</p> <p>①平成20年4月～9月:凍結</p> <p>②平成20年10月～21年3月:均等割額9割軽減とする。</p> </div> <p>31日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成20年4月施行)</p>	
<p>19. 11</p>	<p>14日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成20年度から平成25年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成20年4月適用)</p> <p>・拠出率 : 1万分の9(平成20～25年度まで)</p>	<p>16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定</p> <div data-bbox="901 1534 1492 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【条例 概要】</b></p> <p>(1)後期高齢者医療給付(葬祭費)</p> <p>(2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他)</p> <p>(3)保健事業</p> </div>

19. 11	<p>22日</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成20年4月適用)</p> <p>(1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>(2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病</p> <p>(3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法</p> <p>(4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者</p> <p>(5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件</p>	
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成20年4月施行)	
20. 3		<p>被保険者証の一斉交付(中旬～)</p> <p>27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会</p> <p>○特別会計の設置、基金の設置等</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認)</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定</p>

20. 4

1日 後期高齢者医療制度開始

【制度概要(施行開始時)】

(1)加入者(被保険者)

①75歳以上のもの

②65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

※ 生活保護受給者等は除く

神奈川県被保険者数	(平成20年4月末現在)
681, 840人(75歳以上:666, 441人	75歳未満(障がい認定):15, 399人

(2)被保険者証

1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定)

(3)運営

都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。

①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付等

②市町村の業務:申請及び相談窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収等

(4)医療費の負担割合

現役並み所得者は3割、それ以外は1割

(5)保険料

個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定

神奈川県の保険料率(平成20~21年度)	
均等割額:39, 860円	所得割額:7. 45%
保険料額 = 均等割額 + 所得割額	

(6)保険料の軽減・減免

①均等割額軽減…7割・5割・2割

②被用者保険の被扶養者に対する軽減

・加入した月から2年間は均等割額のみ

・平成20年9月まで徴収凍結

・平成20年10月~21年3月まで均等割額9割軽減

③その他、条例で定める個別減免

(7)保険料の納付

①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1/2を超えない者)

②普通徴収(①以外の者)

<p>20. 6</p>	<p>12日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定)</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>(1) 保険料の軽減対策(平成21年度から実施)</p> <p>① 均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 →9割軽減</p> <p>② 保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討)</p> <p>《平成20年度の経過措置》</p> <p>① 均等割額7割軽減→8.5割軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額5割軽減</p> <p>(2) 特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p> <p>[条件]</p> <p>① 国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合</p> <p>② 連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合</p>	
<p>20. 7</p>	<p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>・特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする。</p>	<p>保険料額決定等の通知(上旬～中旬)</p> <p>18日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 保険料の軽減対策(平成20年度の経過措置)</p> <p>① 均等割額7割軽減→平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>(2) 特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)。</p> <p>※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>

20. 8		<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成20年7月18日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)</p> <p><b>【変更内容】</b></p> <p>(1)均等割額7割軽減⇒平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>(2)賦課のもととなる所得金額が58万円以下→平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>・市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ 保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等</p> <p>25日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20年7月18日専決処分の報告・承認)等</p>
20. 9	<p>9日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>(1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続</p> <p>(2)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	

20. 11	<p>18日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p><b>【主な内容】</b> 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～)</p> <p>21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行)</p> <p><b>【改正内容】</b> (1)次の場合、窓口負担を1割とする ①同じ世帯内に他の被保険者がいない ②同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 (2)75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額:誕生月は44,400円→22,200円に変更</p>	
20. 12	<p>8日 都道府県ブロック会議 平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。</p> <p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行)</p> <p><b>【改正内容】</b> 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、</p> <p>(1)負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用]</p> <p>(2)負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付</p> <p>(3)特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始)</p> <p>※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>
21. 1	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行</p> <p>(1)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度に加入したことにより、負担区分が3割から1割に変更した者について</li> </ul>	

	<p>ては、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(2) 誕生日における自己負担限度額の見直し (平成21年1月実施)</p> <p>・誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	
21.3		<p>16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市 長) ※任期は平成21年4月1日から</p> <p>27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部改正等</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1) 後期高齢者医療に関する条例</p> <p>①均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の 被保険者全員が年金収入80万円以下→9割 軽減</p> <p>②賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額を5割軽減</p> <p>③被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減 策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平 成22年3月まで継続</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部改正</p> <p>①「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴 う保険料軽減の財源に充てるために処分要件 の追加</p> <p>②条例の失効期日を平成22年3月31日から平 成23年3月31日に延長</p>

《平成21年度》		
21. 6		<p>17日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b> 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年4月まで継続)</p>
21. 8		<p>24日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (平成21年6月17日専決処分の報告・承認)</p> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b> 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>
21. 9	<p>9日 「三党連立政権合意書」</p> <p>後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。</p>	<p>28日 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p><b>【補正理由】</b> 高額療養費特別支給金の財源に充てるため</p>
21. 11	<p>30日 高齢者医療制度改革会議(第1回)</p> <p>後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成25年3月)</p> <p>(1)後期高齢者医療制度は廃止する。</p> <p>(2)マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。</p> <p>(3)後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。</p> <p>(4)市町村国保等の負担増に十分配慮する。</p> <p>(5)高齢者の保険料が急に増加したり、不公正なものにならないようにする。</p> <p>(6)市町村国保の広域化につながる見直しを行う。</p>	

22. 1		<p>26日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>平成22年度及び平成23年度の保険料率決定</p> <p>均等割額:39, 860円⇒<u>39, 260円</u> (△600円)</p> <p>所得割率:7. 45%⇒<u>7. 42%</u> (△0. 03ポイント)</p>
22. 2	<p>3日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>・被用者保険の被扶養者の保険料軽減 均等割額9割軽減を、当分の間継続</p>	
22. 3		<p>29日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>(1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>①均等割額7割軽減⇒8. 5割軽減</p> <p>②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減)</p> <p>(2)療養給付費等支払準備基金条例</p> <p>特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更</p> <p>(3)臨時特例基金条例</p> <p>「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>

《平成22年度》		
22. 5	19日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6月7日)	21日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6月21日)
22. 8	7日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催  20日 高齢者医療制度改革会議(第9回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 <b>【主な内容】</b> (1)75歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2)国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	30日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
22. 9	9日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19日)	
22. 10	5日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22. 11		26日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 <b>【改正内容】</b> ・共通経費に係る市町村負担の変更 ・均等割 10%⇒5% ・被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成23年4月1日施行)
22. 12	20日 高齢者医療制度改革会議(第14回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 <b>【主な内容】</b> (1)後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する。 (2)国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	

	<p>(3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら判断する。</p> <p>(4)新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する。</p> <p>(5)被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う。</p> <p>(6)高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする。</p>	
23.3	<p>11日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。</p> <p>・「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡)</p> <p>被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。</p> <p>・「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡)</p> <p>被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。</p>	<p>14日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成23年4月1日から</p> <p>24日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置開始</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>・初期は、被保険者が医療機関等への口頭による申し立てによるもの。後に、その他対象者へ免除証明書の申請勧奨を実施。</p>

《平成23年度》		
23. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
23. 6	<p>30日 社会保障・税一体改革成案決定(政府・与党社会保障改革検討本部)</p> <p>高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直し等)</p>	<p>21日 神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正(専決処分)</p> <p><b>【改正内容】</b> 条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加える。</p>
23. 8		29日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
23. 10		<p>3日 第2次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～31日)</p> <p><b>【実施結果】</b></p> <p>(1)意見提出件数 51件(提出者は10人)</p> <p>(2)意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域計画、制度全般について 13件</li> <li>・保険料、資格、給付について 23件</li> <li>・議会、広報広聴について 12件</li> <li>・その他 3件</li> </ul>
24. 1	<p>6日 社会保障・税一体改革素案決定(政府・与党社会保障改革本部)</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</li> <li>・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</li> </ul> <p>※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	

<p>24. 2</p>	<p>17日 社会保障・税一体改革大綱を閣議決定 高齢者医療制度の見直し</p> <p>・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	<p>3日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>①平成24年度及び平成25年度の保険料率決定 均等割額:39,260円⇒<u>41,099円</u> (+1,839円) 所得割率:7.42%⇒<u>8.01%</u> (+0.59ポイント)</p> <p>②賦課限度額:50万円⇒55万円</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>対象期間:4年(平成24年度～27年度)</p> <p>項目:①はじめに ②現状と課題 ③広域連合の基本方針と施策の方向性 ④広域連合及び市町村が行う業務に関すること ⑤第2次広域計画の期間及び改定に関すること</p>
<p>24. 3</p>	<p>30日 社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定</p> <p>消費税率引き上げ</p> <p>・平成26年4月から8%、平成27年10月から10%</p> <p>※10%への引き上げ時期は、平成29年4月～延期され、さらに平成31年10月～延期された。</p>	<p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年2月28日まで延長</p> <p>・上記以外の事由に該当する被保険者 平成24年9月30日まで延長 (入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日で終了)</p>

《平成24年度》		
24. 6	15日 三党実務者協議(自由民主党、公明党、民主党)三党合意「確認書」	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
24. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付
24. 8	22日 社会保障制度改革推進法施行 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民会議設置</li> <li>・今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。</li> </ul> </div>	30日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 ○財政調整基金条例の制定
24. 11	30日 第1回社会保障制度改革国民会議	
25. 3		14日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年4月1日から  27日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【改正内容】</b> 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長</p> </div> 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【内容】</b> ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年7月31日まで延長 (上記以外の事由に該当する被保険者については、平成24年9月30日で終了)</p> </div>

《平成25年度》		
25. 5	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」成立	
25. 6		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
25. 7		短期の被保険者証交付  東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成26年2月28日まで延長
25. 8	5日 第20回社会保障制度改革国民会議(最終回)  6日 社会保障制度改革国民会議 報告書 ・後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。 ・今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。	29日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年8月30日から
25. 10		28日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
25. 12	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」成立 <b>【主な内容】</b> ・次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (1)後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 (2)被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること (3)負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費等の見直し 等 ・高齢者医療制度の在り方について、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。	

26.3

8日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会

○神奈川県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正

**【改正内容】**

①平成26年度及び平成27年度の保険料率決定

均等割額:41,099円⇒42,580円  
(+1,481円)

所得割率:8.01%⇒8.30%  
(+0.29ポイント)

②賦課限度額:55万円⇒57万円

③均等割額の軽減対象拡大

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成26年度以降	平成25年度まで
5割	33万円+(24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u> )	33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数-被保険者である世帯主))
2割	33万円+( <u>45万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)	33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)

○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正

**【改正内容】**

低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長

東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長

・原発事故関連の事由に該当する被保険者  
平成26年7月31日まで延長

《平成26年度》		
26. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
26. 6	<p>24日 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」閣議決定</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療の支援金について被用者保険者間で負担能力に応じた負担とする。</li> <li>・後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進める。</li> <li>・高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する。</li> </ul>	
26. 7		<p>被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、</li> <li>(1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成26年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。</li> <li>(2) (1)以外の被保険者 平成27年2月28日まで延長</li> </ul>
26. 8		21日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
27. 1	<p>13日 「医療保険制度改革骨子」社会保障制度改革推進本部決定</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険の後期高齢者支援金について、総報酬部分を段階的に引き上げ平成29年度から全面総報酬割を実施する。</li> <li>・後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)に</li> </ul>	

	<p>ついて、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻す。ただし、急激な負担増となる者には、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、具体的な内容は今後検討する。</p> <p>・患者負担について年齢に関わりなく更に負担能力に応じた負担とすることなどについて検討を進める。</p>												
27.3	<p>4日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成27年4月1日施行)</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。</p> <p>①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を24.5万円から26万円に改める。</p> <p>②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改める。</p>	<p>24日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>均等割額の軽減対象拡大</p> <table border="1" data-bbox="906 862 1465 1518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th> <th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th> </tr> <tr> <th>平成27年度以降</th> <th>平成26年度まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円 + (26万円 × 当該世帯に属する被保険者数)</td> <td>33万円 + (24万5千円 × 当該世帯に属する被保険者数)</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>33万円 + (47万円 × 当該世帯の属する被保険者数)</td> <td>33万円 + (45万円 × 当該世帯に属する被保険者数)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長</p>	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成27年度以降	平成26年度まで	5割	33万円 + (26万円 × 当該世帯に属する被保険者数)	33万円 + (24万5千円 × 当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円 + (47万円 × 当該世帯の属する被保険者数)	33万円 + (45万円 × 当該世帯に属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成27年度以降	平成26年度まで											
5割	33万円 + (26万円 × 当該世帯に属する被保険者数)	33万円 + (24万5千円 × 当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円 + (47万円 × 当該世帯の属する被保険者数)	33万円 + (45万円 × 当該世帯に属する被保険者数)											

27.3		<p>18日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)」策定</p> <p><b>【内容】</b>  対象期間:3年(平成27年度～29年度)  主な項目:  ・現状分析と評価  ・保健事業  ・計画の評価と見直し</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p><b>【内容】</b>  ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、  (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者  平成27年9月30日まで延長  ※ただし、該当する被保険者は無し。  (2) (1)以外の被保険者  平成28年2月29日まで延長</p>
------	--	--

《平成27年度》		
27.5	<p>27日 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」成立</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施。</li> </ul>	<p>広域連合議会議員の選出(市町村議会)</p>
27.6	<p>30日 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」閣議決定</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。</li> </ul>	
27.7		<p>短期の被保険者証交付</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p><b>【内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、</li> <li>(1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成27年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。</li> <li>(2) (1)以外の被保険者 平成28年2月29日まで延長</li> </ul>
27.8		<p>10日 広域連合長の選出(加山俊夫 相模原市長)</p> <p>※任期は平成27年8月30日から</p> <p>21日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会</p>

27. 10		<p>1日 第3次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～30日)</p> <p><b>【実施結果】</b></p> <p>(1)意見提出件数 41件(提出者は16人)</p> <p>(2)意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料に関すること 8件</li> <li>・健康増進に関すること 7件</li> <li>・医療費適正化に関すること 7件</li> <li>・医療給付に関すること 5件</li> <li>・資格管理・一部負担割合に関すること 4件</li> <li>・その他 10件</li> </ul>
28. 1	<p>29日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成28年4月1日施行)</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。</li> <li>①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を26万円から26. 5万円に改める。</li> <li>②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に改める。</li> </ul>	<p>社会保障・税・災害対策の手続でマイナンバーの利用開始。</p>
28. 3		<p>28日 平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>対象期間:6年(平成28年度～33年度)</p> <p>項目:①はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②広域計画の趣旨、計画期間及び改定</li> <li>③第2次広域計画の振り返り</li> <li>④現状と課題</li> <li>⑤基本方針と施策の方向性</li> <li>⑥広域連合と構成市町村の事務分担</li> <li>⑦施策事業の評価</li> </ul>

28. 3

○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正

**【改正内容】**

①平成28年度及び平成29年度の保険料率決定

均等割額:42, 580円⇒43, 429円

(+849円)

所得割率:8. 30%⇒8. 66%

(+0. 36ポイント)

②均等割額の軽減対象拡大

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成28年度以降	平成27年度まで
5割	33万円+( <u>26万5千円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)
2割	33万円+( <u>48万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)	33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)

○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正

**【改正内容】**

低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長

東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長

**【内容】**

- ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、
- (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者  
平成28年9月30日まで延長  
※ただし、該当する被保険者は無し。
- (2) (1)以外の被保険者  
平成29年2月28日まで延長

平成 28 年 9 月 発行

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒 221 - 0052

横浜市神奈川区栄町 8 - 1 ヨコハマポートサイドビル 9 階

電 話 : 0570 - 001120 (コールセンター)

045 - 440 - 6700 (代表)

F A X : 045 - 441 - 1500

E-mail : kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ : <http://www.union.kanagawa.lg.jp/>